

市有地購入についての注意事項

市有地のご購入を希望される方は、次の事項を遵守のうえ、お申込みください。

- (1) 物件は、現状有姿での引渡しになりますので、事前に現地をご覧になり、別紙物件一覧に記載されている事項及び記載されていない事項についてもご自分で調査し、現地の状況及び利用制限等を十分ご理解のうえお申込みください。
- (2) 物件についての引き渡しは登記簿地積となります。土地境界が確定していないことを承知して、本物件を買い入れるものとし、本物件の引渡しを受けた後、買受人の責任において、本物件の境界を確定することとなります。市は、このことから損害等が生じる場合でも一切責任を負いません。
- (3) この案内書の内容や担当課の説明等と異なる事項があった場合は、現状有姿を優先とします。
- (4) 地盤調査、地質調査等はしておりません。必要な場合は所有権移転登記後に買受人が行ってください。調査の結果、地盤沈下、土壌汚染、地下埋設物等が認められた場合は、所有権移転登記後に買受人が処理してください。
- (5) 現地の工作物等は、現状有姿のまま引渡します。所有権移転登記後に買受人が処理してください。
- (6) 敷地内外の工作物の移設等については、ブロック塀等の隣接工作物は隣地地権者と、その他の工作物は各工作物の所有者と協議してください。
- (7) 本案内書の物件は全て公簿面積による売払いとなります。引渡し後の実測によって面積に差異があっても売買代金の精算はいたしません。
- (8) 土地の分合筆はいたしません。分合筆、地図（法務局の公図）訂正、地積更正等は、所有権移転登記後に買受人が行ってください。
- (9) 栗原市上水道加入金 設置水道管により異なりますので、市上下水道部経営課へ、お問い合わせください。
- (10) 栗原市下水道負担金 売却地により異なりますので、市上下水道部経営課へお問い合わせください。
- (11) 不動産取得税 土地価格の3%（宮城県から納入通知書が届きます。）
- (12) 住宅を建築する場合、入居後は、各地区の一員となりますので、地区行事、清掃作業等への参加をお願いします。